

福祉厚生常任委員会審査日程（オンライン）

招集日時：令和3年3月8日（月曜日）午前10時00分

場 所：議事堂大会議室（オンライン開催）

※付託議案外質疑は事前通告制となっております。（3月5日午後1時まで）

1. 開議

2. 議案審査

議案番号	件 名	備 考
議案第 7 号	取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 8 号	取手市介護保険条例の一部を改正する条例について	
議案第 9 号	取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について	
議案第 10 号	取手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
議案第 11 号	取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	一括議題
議案第 12 号	取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	
議案第 19 号	令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	一括議題
議案第 20 号	令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
議案第 21 号	令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
議案第 25 号	令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計予算	一括議題
議案第 26 号	令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 27 号	令和3年度取手市介護保険特別会計予算	

3. 付託議案外質疑（通告は事前通告制です）

4. 委員間討議（議案）

5. 請願審査

整理番号	件 名	備 考
請願第 15 号	保育所等での消毒・清掃の必要経費や人員配置、慰労金など支援を求める請願	請願者発言
請願第 19 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める請願	請願者発言

6. 委員間討議（請願）

7. 「議会を知り・未来を語る」において中学生市議から提案された事項について（委員のみ）

8. 当委員会の任期中における主要な調査事項について（委員のみ）

9. その他

10. 散会

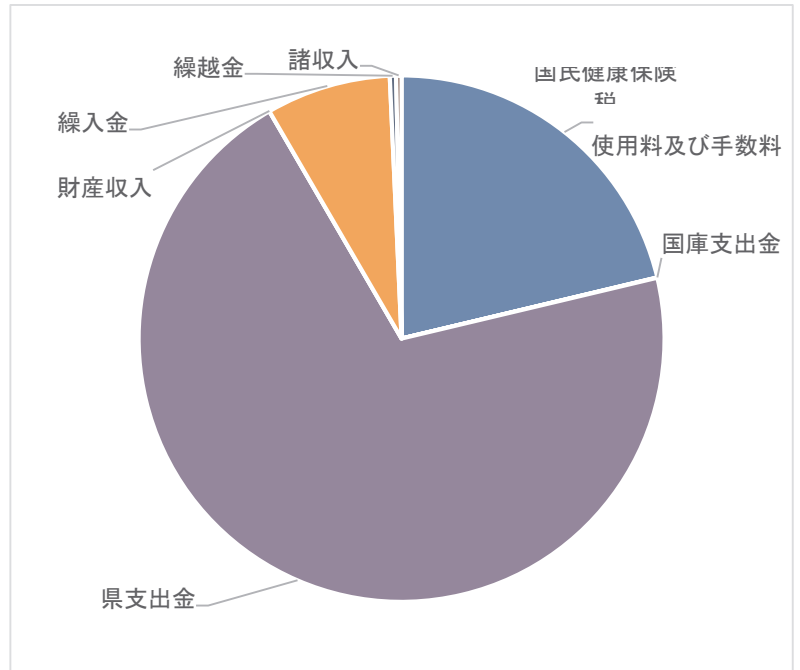
* 審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。

* 今委員会の出席者は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から議案質疑・通告のあった議案外質疑に
関係する原則副参事職以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限ってのみの出席をお願いします。

令和3年度 国民健康保険事業特別会計予算（構成割合）

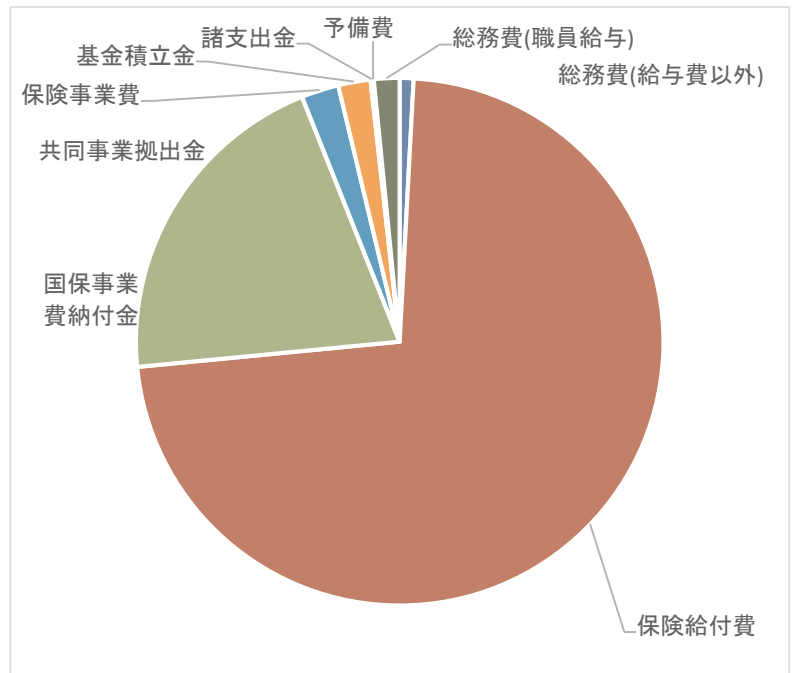
【歳入】

款	金額（千円）	割合
国民健康保険税	2,154,224	21.26%
使用料及び手数料	1,450	0.01%
国庫支出金	1	0.00%
県支出金	7,128,743	70.35%
財産収入	31	0.00%
繰入金	775,515	7.65%
繰越金	40,000	0.39%
諸収入	33,068	0.33%
歳入合計	10,133,032	100.00%



【歳出】

款	金額（千円）	割合
総務費（給与費以外）	84,620	0.84%
保険給付費	7,361,113	72.64%
国保事業費納付金	2,074,997	20.48%
共同事業拠出金	10	0.00%
保険事業費	231,737	2.29%
基金積立金	202,031	1.99%
諸支出金	14,224	0.14%
予備費	5,000	0.05%
総務費（職員給与）	159,300	1.57%
歳出合計	10,133,032	100.00%



【当初】令和3年度後期高齢者医療特別会計予算(前年度比較)

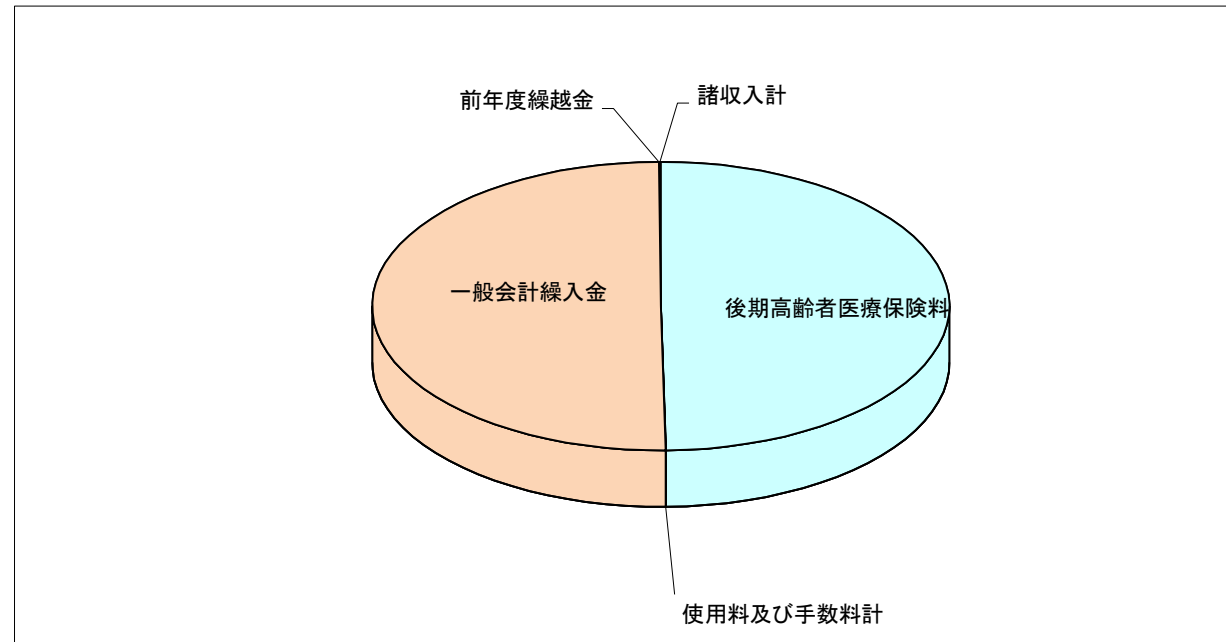
(単位:千円)

	歳入				歳出			
	名称	R3当初予算	R2当初予算	増減率(%)	名称	R3当初予算	R2当初予算	増減率(%)
1	特別徴収保険料(現年)	1,133,152	1,054,433	7.5	一般人件費	58,800	51,200	14.8
2	普通徴収保険料(現年)	476,274	416,778	14.3	後期高齢者医療事務に関する経費	150,567	156,586	△ 3.8
3	普通徴収保険料(滞納)	4,511	4,557	△ 1.0	保険料徴収に要する経費	4,092	4,469	△ 8.4
4	後期高齢者医療保険料計	1,613,937	1,475,768	9.4	総務費	213,459	212,255	0.6
5	督促手数料	220	207	6.3	後期高齢者医療保険料納付金	1,908,861	1,716,053	11.2
6	使用料及び手数料計	220	207	6.3	後期高齢者医療給付費負担金	1,120,854	1,077,203	4.1
7	事務費繰入金	69,444	74,845	△ 7.2	後期高齢者医療広域連合納付金	3,029,715	2,793,256	8.5
8	職員給与と費等繰入金	58,800	51,200	14.8	保険料還付金	2,500	2,000	25.0
9	医療給付費負担分繰入金	1,120,854	1,077,203	4.1	還付加算金	100	100	0.0
10	低所得者軽減分繰入金	293,362	219,105	33.9	償還金	0	0	-
11	被扶養者軽減分繰入金(当初要求で修正する)	1,560	21,178	-92.6	後期高齢者医療一般会計繰出金	100	100	0.0
12	後期高齢者健診事業繰入金	54,403	47,286	15.1	諸支出金	2,700	2,200	22.7
13	後期高齢者人間ドック健診事業繰入金	30,590	38,710	-21.0	後期高齢者医療特別会計予備費	500	500	0.0
14	一般会計繰入金	1,629,013	1,529,527	6.5	予備費	500	500	0.0
15	前年度繰越金	600	600	0.0				
16	繰越金	600	600	0.0				
17	延滞金	1	1	0.0				
18	過料	1	1	0.0				
19	保険料還付金	2,500	2,000	25.0				
20	還付加算金	100	100	0.0				
21	預金利子	1	1	0.0				
22	雑入	1	1	0.0				
23	雇用保険料本人負担分	0	5	-				
24	諸収入	2,604	2,109	23.5				
	(合計)	3,246,374	3,008,211	7.9	(合計)	3,246,374	3,008,211	7.9

令和2年度後期高齢者医療特別会計予算

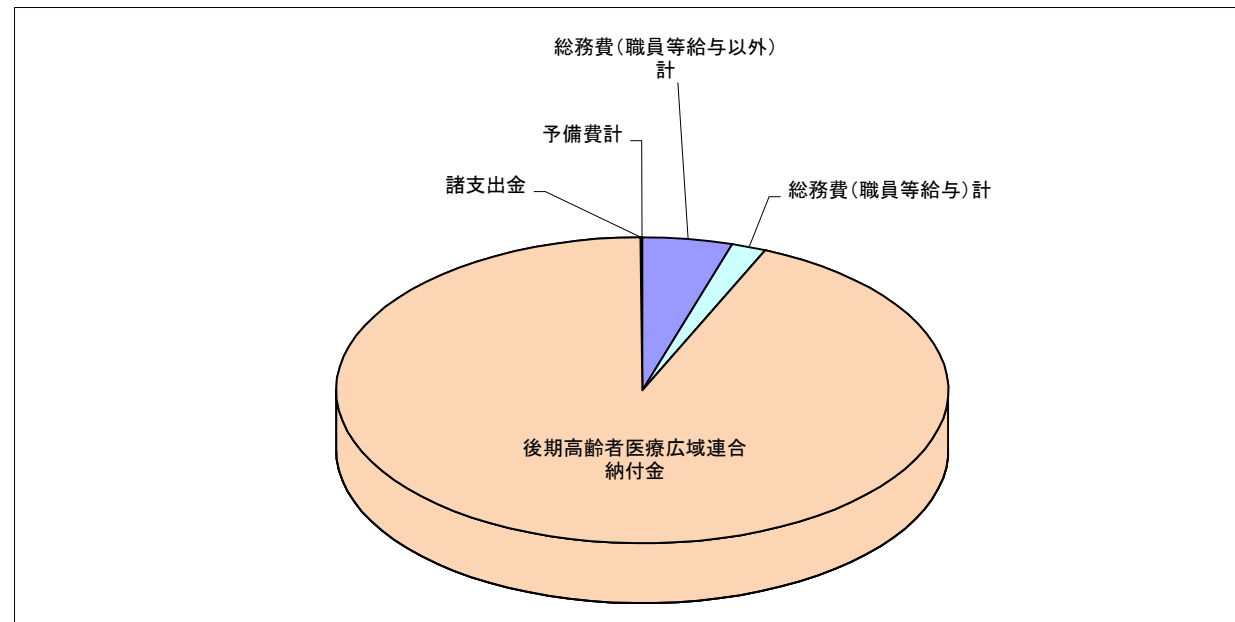
【歳入】

歳入	千円	割合
後期高齢者医療保険料	1,613,937	49.72%
使用料及び手数料計	220	0.01%
一般会計繰入金	1,629,013	50.18%
前年度繰越金	600	0.02%
諸収入計	2,604	0.08%
合計	3,246,374	100.00%



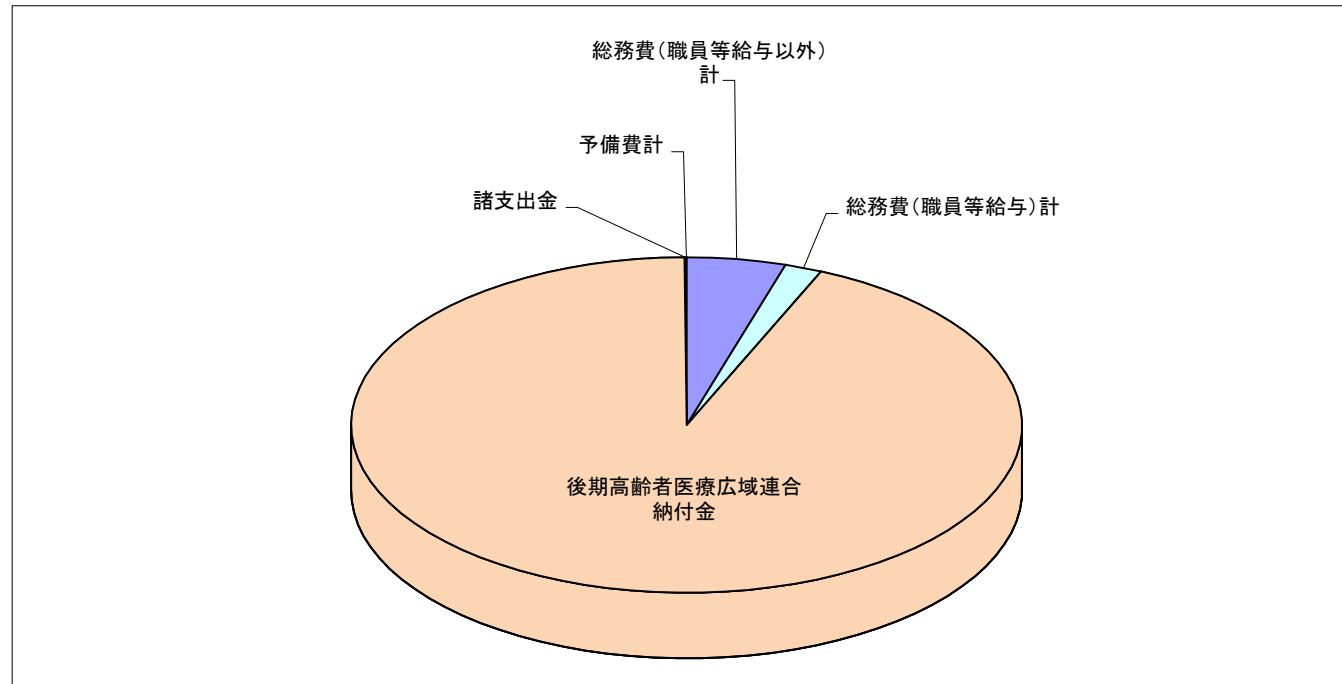
【歳出】

歳出	千円	割合
総務費(職員等給与以外)計	154,659	4.76%
総務費(職員等給与)計	58,800	1.81%
後期高齢者医療広域連合納付金	3,029,715	93.33%
諸支出金	2,700	0.08%
予備費計	500	0.02%
合計	3,246,374	100.00%



【歳出】

歳出	千円	割合
総務費(職員等給与以外)計	154,659	4.76%
総務費(職員等給与)計	58,800	1.81%
後期高齢者医療広域連合納付金	3,029,715	93.33%
諸支出金	2,700	0.08%
予備費計	500	0.02%
合計	3,246,374	100.00%

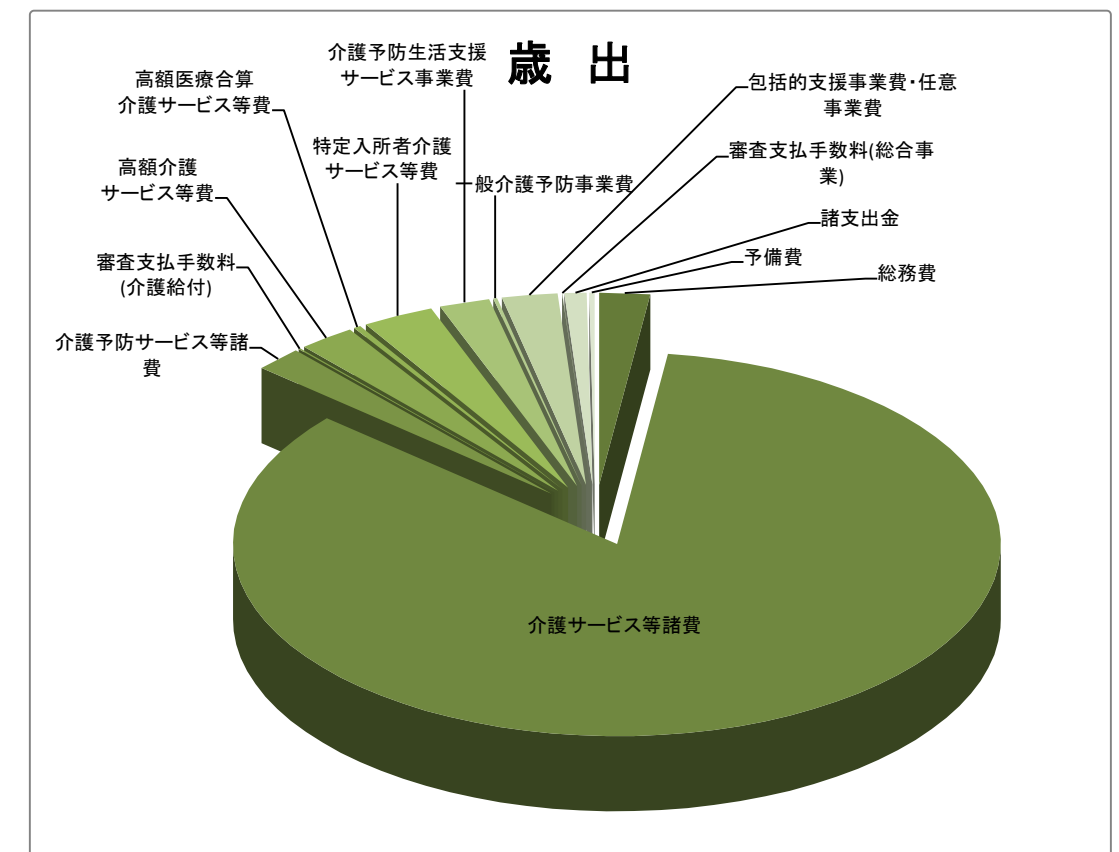
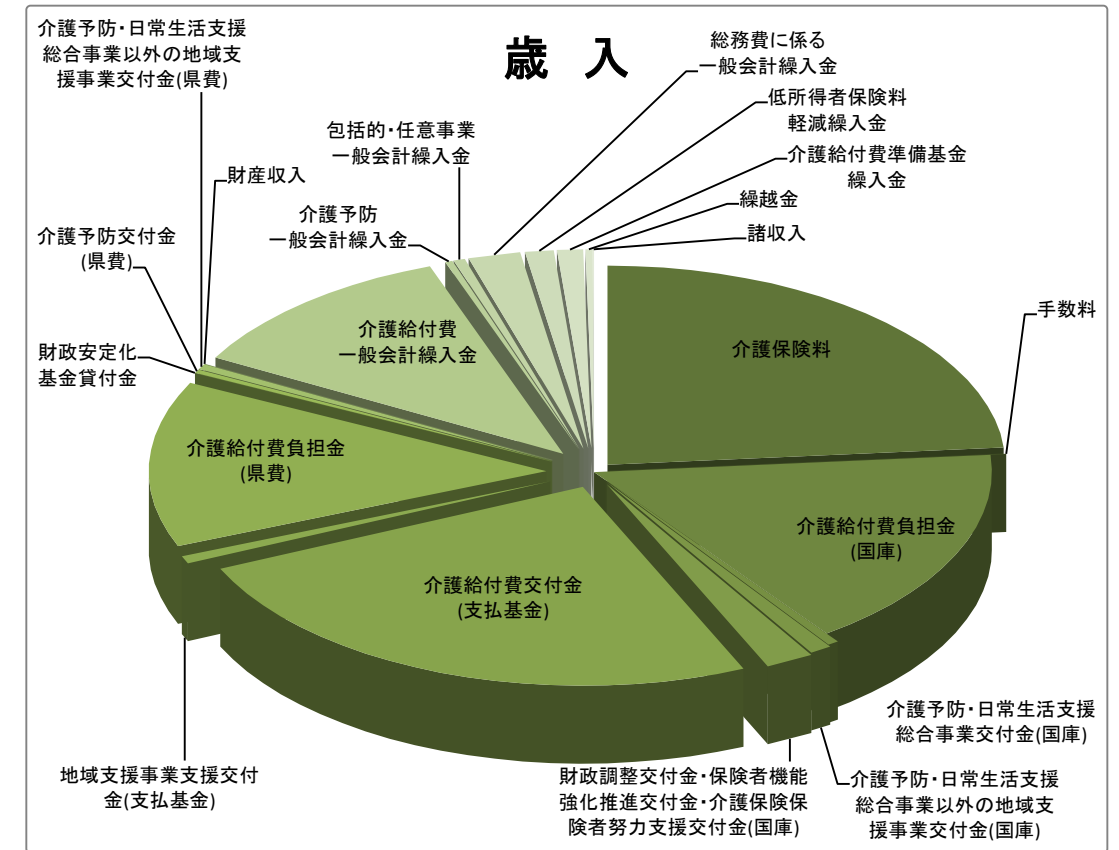


令和3年度介護保険特別会計予算

高齢福祉課

(単位：円)

歳 入			歳 出		
		予算額			予算額
介護保険料		2,004,029,000	総務費		180,228,000
手数料		267,000	介護サービス等諸費		7,151,076,000
介護給付費負担金(国庫)	居宅サービス費×20% 施設サービス費×15%	1,396,282,000	介護予防サービス等諸費		172,283,000
介護予防・日常生活支援総合事業交付金(国庫)	介護予防・日常生活支援総合事業費×20%	38,501,000	審査支払手数料(介護給付)		7,513,000
介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金(国庫)	包括的支援事業費・任意事業費×38.5%	75,442,000	高額介護サービス等費		202,169,000
財政調整交付金・保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(国庫)		167,481,000	高額医療合算介護サービス等費		25,224,000
介護給付費交付金(支払基金)	介護給付費×27%	2,110,071,000	特定入所者介護サービス等費		256,815,000
地域支援事業支援交付金(支払基金)	介護予防・日常生活支援総合事業費×27%	51,977,000	介護予防生活支援サービス事業費		179,892,000
介護給付費負担金(県費)	居宅サービス費×12.5% 施設サービス費×17.5%	1,143,617,000	一般介護予防事業費		13,193,000
財政安定化基金貸付金		1,000	包括的支援事業費・任意事業費		198,979,000
介護予防・日常生活支援総合事業交付金(県費)	介護予防・日常生活支援総合事業費×12.5%	24,063,000	審査支払手数料(総合事業)		681,000
介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金(県費)	包括的支援事業費・任意事業費×19.25%	37,721,000	諸支出金		79,836,000
財産収入		14,000	予備費		20,000,000
介護給付費一般会計繰入金	介護給付費×12.5%	976,885,000			
介護予防・日常生活支援総合事業一般会計繰入金	介護予防・日常生活支援総合事業費×12.5%	25,320,000			
介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業一般会計繰入金	包括的支援・任意事業費×19.25% 事務費(補助対象外)×100%	40,737,000			
総務費に係る一般会計繰入金	総務費(事務費・人件費)×100%	179,876,000			
低所得者保険料軽減繰入金		97,535,000			
介護給付費準備基金繰入金		89,905,000			
繰越金		25,000,000			
諸収入		3,165,000			
合 計		8,487,889,000	合 計		8,487,889,000



福祉厚生常任委員会付託議案外質疑
事前通告一覧表

令和3年第1回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	細谷典男 委員	ワクチン接種の具体的進め方について	<ol style="list-style-type: none"> 1 接種順位（高齢者を更に細分化するのか） 2 接種場所 3 ワクチン輸送 4 案内方法（クーポン券の記載内容など） 5 第一次にクーポンが郵送される高齢者の予約方法と支援 6 接種会場までの交通手段の支援 7 廃棄されるワクチンの有効利用 8 関係団体との役割分担と調整 （コールセンターと市の連携、接種作業における人員配置、必要人員の確保など）
		生活保護について	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護者数の動向 2 ケースワーカーの配置と有資格者に関して

請 願 文 書 表

令和3年第1回定例会

受付 番号	受付 月日	件 名	請 願 者 (紹介議員)	付 託 委員会
15	2/19	保育所等での消毒・清掃の 必要経費や人員配置、慰労 金など支援を求める請願	取手市井野 2-10-14 田中 義明 (小池 悦子)	福祉厚生
16	2/19	取手駅東口喫煙所における 受動喫煙防止を求める請願	取手市東 6-70-14 石井 一成 ほか 19 人 (結城 繁)	建設経済
17	2/19	公共施設休業・イベント自 粛で収入が減少した事業主 (個人事業主) への支援金 に関する請願	取手市新取手 2-15-26 本橋 一政 ほか 12 人 (遠山智恵子)	建設経済
18	2/19	「最低賃金の大幅引き上げ と中小企業支援策の拡充を 求める意見書」採択の請願 書	茨城県東茨城郡茨城町谷田部 295 茨城県労働組合総連合 議長 白石 勝巳 (遠山智恵子)	建設経済
19	2/19	加齢性難聴者の補聴器購入 に対する公的補助を求める 請願	取手市戸頭 3-5-20 篠田 孝光 ほか 554 人 (小池 悦子)	福祉厚生

請願 第15号

受付 令和3年2月19日

付託 令和3年3月1日

保育所等での消毒・清掃の必要経費や人員配置、慰労金など支援を求める請願

紹介議員 小池 悦子

・請願趣旨

コロナ禍の中で、現在、保育所（園）・幼稚園などでは、感染防止へより過重な消毒・清掃業務を強いられている状況があります。

保育所（園）等の現場は、感染拡大の下でも原則開所が求められ、密集・密接を避けられない環境の中で日々感染を出さない為の努力が行われています。この状況を改善するには、公的な物品と人員の支援が欠かせないと思います。合わせて、国の慰労金事業の対象外とされている保育士等児童福祉施設職員も慰労金支給の対象とされるべきです。

全国社会福祉協議会は6月1日厚労省に対し「保育所と社会的擁護関係施設等、児童福祉施設のエッセンシャルワーカーである全職員に対し、速やかに「慰労金」を支給するよう」求めています。

国が制度の拡充を行わない中で、全国各地で臨時交付金など活用し独自の慰労金支給を行う地方自治体が広がっています。

乳幼児の健康・命を何としても守り抜くため、保育所等児童福祉施設への取手市としてのさらなる支援を求めます。

・請願事項

- 1 消毒液の補助だけでなく、雑きん・ティッシュペーパー・手袋・マスクなど必要な各種除菌用具の補助をすること
- 2 清掃・消毒の専門的スキルを持った職員を配置すること
- 3 職員の勤務時間外の消毒・清掃を行った場合の必要経費への支援を行うこと
- 4 保育所等現場職員の労苦に報いるための関係職員への慰労金を支給してください。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和3年 2月19日

請願者

住所 取手市井野2-10-14

氏名 田中 義明

取手市議会議長 殿

請願 第19号

受付 令和3年2月19日

付託 令和3年3月1日

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める請願

紹介議員 小池 悦子

・請願趣旨

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなり、仕事や社会生活に困難をきたしている高齢の難聴者が増加しています。取手市もその例外ではありません。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションが困難など、様々な弊害をきたしています。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。

欧米では、補聴器購入に対する公的補助制度が充実していますが、日本では、身体障がい者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かで、約9割が自費購入となっています。補聴器の価格は、片耳当たりおおむね3万円～20万円ですが、保険が適用されないため、全額が自己負担となっています。

そうした中、全国各地で、補聴器購入への公的補助を求める声や運動が広がり、支援事業を行う行政が広がっています。

よって、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求め、以下の通り、地方自治法124条に基づき請願するものです。

・請願事項

- 1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を国に求めること。
- 2 加齢性難聴者の補聴器購入に対する市補助制度を創設すること。

令和3年 2月19日

請願者代表

住所 茨城県取手市戸頭3-5-20

氏名 篠田 孝光 ほか554人

取手市議会議長 殿

保育所等での消毒・清掃の必要経費や人員配置、慰労金など支援を求める請願の意見陳述

保育園は、子どもとふれ合うため「密集」「密室」「密接」の「3密」が当たり前の職場です。今回のコロナ禍によって、感染対策・消毒作業を常に行いながら保育をしていかなければなりません。明らかにその分、過重・過密な労働となっており、定時より早く出勤したりなど時間外労働を暗黙の内に行っている現状にあります。消毒清掃というのは、誰もが簡単に行える単純な作業と思われがちですが、一方で、高度の専門性を持ったプロが行う仕事でもあります。もし、園児が一人でも感染したとなれば、一大事となってしまうのです。子どもの命は、保育所において、第一義的に優先して守らなければなりません。保育所における清掃・消毒にプロの光を当てる必要を強く求めたいと思います。

私は、現在67歳という年齢ですが、昨年なんとか保育士の国家試験に合格し、現在、パートの保育士として働いております。保育の現状をいろいろと知っていたので、自分のような高齢の男性が一体やっつけられるのだろうか心配しながらも少しでもお役に立てればという気持ちでした。働くことができると聞いたときは、ほんとうにうれしかったことを今でも思い出します…。が、しかし…、やはり現実はいさげなしいものでした。山ほど、ここに書きたいことはあるのですが、秘密にしなければならないこと、いろいろと差し障りがあることなどあり、書くことを控えさせていただきます。以下の内容につきましては、保育士として働いている方ならば、誰でも感じていらっしゃることを、心にいつも思っていることを、新米の高齢者の男性の保育士である私の立場から述べさせていただきます。

そもそも、保育という「ケア働」は、女性が家庭内で行う労働の補助的な延長でしかないという位置にあります。低賃金で当たり前じゃないかというわけです。現実にも、パート労働どころか、好きでやっているボランティアみたいなものじゃないかという声さえ、聞いたことがあります。今の日本では、保育士だけでなく、最前線で体を張って命がけでがんばっている人がきちんと評価されていないのです。そして、保育士は、いつも元気で明るく、いざとなれば自分の身を犠牲にしても子どもを守る不死身の人間でなければならないという暗黙の前提のもと、働かなければなりません。今のコロナ禍における保育園というのは、少数の大人とたくさんの子どもの、無防備な状態で、ひとつ屋根の下で、危険と隣り合わせで、過ごす場所となっているのです。危険手当もありません。保育士は、雇用調整助成金の対象にもなりません。キャリアアップというのも難しく、給料を上げるには、転職するしかありません。

しかし、本来、保育というものは、大事な立派な仕事であり、労働です。就学前の教育・保育が、いかに人間の形成にとって大事か、有効なものであるかは、欧米では常識となっています。OECD各国の就学前教育機関に対する公費支出の割合は0.48%ですが、日本は0.1%なのです。人は誰もが赤ちゃんとして生まれ子ども時代を過ごします。にかかわらず、日本では、志願者がほぼボランティアという形で保育を担っているのです。変えましょう。子育ての現場を！取手市を日本一子育てしやすい町にしていこうではありませんか。 以上

2021年3月7日

茨城県取手市井野 2-10-14

田中 義明

住みよい取手市をつくるための提言シート

<p>政党（会派）名 （5組） きょうせいとう 共生党</p>	<p>メンバー やまだ えり ◎山田 えり いちみや もえか 一宮 萌香</p>
<p>1. 取手市の課題 高齢者の増加→・デジタルディバイド ・認知症患者の増加</p>	
<p>2. 改善のためにできること ・誰が？ デジタル支援プロジェクトを立ち上げ、高齢者がスマホの使い方を教わる。</p>	
<p>・いつまでに？ 1～2年以内に開催予定（準備が出来次第）</p>	
<p>・どうやって？ 取手市のスマホ・パソコン教室と連携して講座を開く。 パソコンやスマホが使いこなせていない高齢者のために講座を開くことでデジタルディバイドが解消されるとともに、脳に新しいことを覚えさせることによる認知症予防にもつながる。</p>	
<p>3. 実施できた場合の変化や効果</p> <p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none">・認知症予防・デジタル機器を使えるようになる・人とのコミュニケーションする場ができる・高齢者の可能性の拡大 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・コロナウイルスの感染の配慮・資金調達の方法・デジタル機器を持ってない人への対応	